

染毛剤の外箱（個装箱）等に表示する注意事項自主基準 運用指針

目次

I 目的、適用範囲と考え方

II 解説

別記1 酸化染毛剤ならびに非酸化染毛剤の外箱（個装箱）等の注意事項

1. 正面部分
 1. 1 一般用製品
 1. 2 業務用製品
2. 正面以外の部分
 2. 1 一般用製品
 2. 2 業務用製品
3. 注記
4. 記載上の留意点

別記2 脱色剤・脱染剤、酸化剤ならびに酸化助剤の外箱（個装箱）等の注意事項

1. 脱色剤・脱染剤
 1. 1 一般用製品
 1. 2 業務用製品
2. 過硫酸塩を配合した脱色剤・脱染剤
 2. 1 一般用製品
 2. 2 業務用製品
3. 単独で販売される酸化剤（第2剤）
 3. 1 一般用製品
 3. 2 業務用製品
4. 単独で販売される過硫酸塩を配合した酸化助剤
 4. 1 業務用製品
5. 注記
6. 記載上の留意点

III 履歴

IV 付表

1. 酸化染毛剤ならびに非酸化染毛剤の外箱（個装箱）等の注意事項 比較表
2. 脱色剤・脱染剤の外箱（個装箱）等の注意事項 比較表
3. 単独で販売される酸化剤（第2剤）、単独で販売される過硫酸塩を配合した酸化助剤の外箱（個装箱）等の注意事項 比較表

I. 目的、適用範囲と考え方

日本ヘアカラー工業会では、消費者が安心して染毛剤（酸化染毛剤ならびに非酸化染毛剤、脱色剤・脱染剤、酸化剤ならびに酸化助剤）をご使用いただくために、使用上の注意を喚起すること、及び商品選択の際の情報提供を目的として、染毛剤の外箱（個装箱）等に表示する注意事項（以下、外箱に表示する注意）を自主基準として定めております。また、製品の多様化などによって、本来の目的である消費者への事前情報提供などの役割が損なわれることがないよう、自主基準を改正してより分かりやすい表示にして参りました。

今般、外箱に表示する注意を、消費者にいつそう認知しやすく分かりやすくすること、併せて平成 27 年 10 月 23 日付け薬生安発 1023 第 1 号安全対策課長通知に示された適切な情報（特に安全性に関する重要な情報）提供とするために、自主基準を改正いたしました。

適用範囲は、染毛剤の外箱（個別に承認を受けた第 1 剤と第 2 剤を詰め合わせた詰め合わせ容器を含む、消費者又は使用者に提供される形態の最外層の容器又は被包をいう、以下同じ）、並びに脱色剤及び脱染剤の外箱に表示する事項になります。

外箱に表示する注意は、消費者が店頭で手にとって購入される際に判断するための「警告・注意」情報を簡潔かつ分かりやすく表示することと考え、表示可能な範囲が少ないことも考慮して、「警告・注意を怠った場合に引きおこされる事象」や「対処方法」は併記しておりません。なお、業務用製品に限っては理美容師が施術することを前提に製造販売されているため、外箱に表示する注意の対象を理美容師としています。

しかしながら、「警告・注意を怠った場合に引きおこされる事象」や「対処方法」を消費者に伝えることも企業責任上、欠くことのできないものであり、十分な説明を果たすため、それらについては製品に添付する使用説明書に表示することとします。

一方で、各会員企業の判断に基づき、処方や容器等、各製品固有の特性に由来して表示したい注意事項については、自主基準で定める注意事項とは区別して表示し、自主基準の本旨である「警告・注意」情報から極端な逸脱を避けるため選択肢となる例文の中から選ぶこととします。例文は任意選択表示事項リストとして日本ヘアカラー工業会HPの会員サイトに掲載し、新たな例文のリスト収載に当たっては、事前に日本ヘアカラー工業会に連絡、相談するものとします。

本運用指針は、染毛剤の外箱（個装箱）等に表示する注意事項自主基準で定められた各事項を解説し、主旨を理解する一助となるべく作成いたしました。

II 解説

別記1 酸化染毛剤ならびに非酸化染毛剤の外箱（個装箱）等の注意事項

1. 正面部分

【解説】平成27年10月23日付け「染毛剤、脱色剤及び脱染剤の使用上の注意について」（薬生安発1023第1号 厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長通知）の通知を受け、毛染めによる皮膚障害の発症や重篤化を防止するため、情報提供の内容や伝達手段の検討を行った結果、製品の購入前・使用前に消費者にヘアカラーに関するリスク等をよりの確に伝えることができる手段として、正面部分に表示する注意事項を新たに決めました。

注記（注1）をよく読んで、表示してください。

1. 1 一般用製品

○ヘアカラーでかぶれたことのある方は絶対に使用しないでください。

【解説】かぶれと気づかずに、又はかぶれの症状が軽いため使用を繰り返したり、症状が治まった後に再使用したりすると、次第に症状が重くなり、まれに重篤なアレルギー反応（全身じんま疹、呼吸困難など）が突然起こることがあり危険です。このようなリスクに対し、消費者の回避行動を促して重篤化を防ぐために、「染毛剤等に添付する文書に記載する使用上の注意事項自主基準（以下、「染毛剤等の使用上の注意自主基準）」により使用説明書の表面部分に記載しなければならない4項目より選択し、伝える内容を変えない範囲で、より簡潔な表現にしました。

また、記載上の留意点（3）より非酸化染毛剤にあっては、「ヘアカラー」に代えて「非酸化染毛剤」とします。

○ヘアカラーはアレルギー反応をおこすことがあります。

【解説】酸化染毛剤ならびに非酸化染毛剤によるアレルギーのリスクに関する情報を伝えるために、「染毛剤等の使用上の注意自主基準」により使用説明書の表面部分に記載しなければならない4項目より選択し、伝える内容を変えない範囲で、より簡潔な表現にしました。アレルギー反応はIV型（遅延型）のみを指しているものではなく、I型（即時型）も包含しています。なお、直前の事項にある「かぶれ」という言葉は、一次刺激とアレルギー反応を包括しています。

また、記載上の留意点（3）より非酸化染毛剤にあっては、「ヘアカラー」に代えて「非酸化染毛剤」とします。

○皮膚アレルギー試験（パッチテスト）を毎回必ず行ってください。

【解説】消費者にリスク回避の行動を促して皮膚障害の発症を防ぐために、「染毛剤等の使用上の注意自主基準」により使用説明書の表面部分に記載しなければならない4項目より選択し、伝える内容を変えない範囲で、より簡潔な表現にしました。

1. 2 業務用製品

○お客様にヘアカラーのリスクと皮膚アレルギー試験（パッチテスト）の必要性をご説明ください。

【解説】業務用製品は理美容師が施術することを前提に製造販売されており、消費者が直接製品を目にする機会はまれです。従って、表示の対象を理美容師とし、具体的なリスクやパッチテストの必要性について、お客様に説明していただくことを注意事項としました。

ヘアカラーのリスクとは具体的に、「ヘアカラーによるかぶれは、頭・髪が生え際・顔・首筋などに、かゆみ・はれ・赤み・ブツブツなどの症状がでることをいい、かゆみしか感じないこともあります。かぶれと気づかずに、又はかぶれの症状が軽いために使用を繰り返したり、症状が治まった後に再使用したりすると、次第に症状が重くなり、まれに「アナフィラキシー」という重篤なアレルギー反応（全身じんま疹、呼吸困難など）等が突然起こることがあり危険です。このようなかぶれの症状を経験された方は、絶対に使用しないでください。」などのことを示します。

また、記載上の留意点（3）より非酸化染毛剤にあつては、「ヘアカラー」に代えて「非酸化染毛剤」とします。

○ヘアカラーでかぶれたことのある方には絶対に使用しないでください。

【解説】かぶれと気づかずに、又はかぶれの症状が軽いために使用を繰り返したり、症状が治まった後に再使用したりすると、次第に症状が重くなり、まれに重篤なアレルギー反応（全身じんま疹、呼吸困難など）が突然起こることがあり危険です。そこで、リスク回避の行動を促して重篤化を防ぐために、「染毛剤等に添付する文書に記載する使用上の注意事項自主基準（以下、「染毛剤等の使用上の注意自主基準）」により使用説明書の表面部分に記載しなければならない4項目より選択し、伝える内容を変えない範囲で、より簡潔な表現にしました。

なお、被施術者（ヘアカラーの施術を受けるお客様）を対象としていることを明確にするために、「には」としています。

また、記載上の留意点（3）より非酸化染毛剤にあつては、「ヘアカラー」に代えて「非酸化染毛剤」とします。

○かぶれを繰り返すと【重篤化する又は症状が重くなる】ことがあります。

【解説】ヘアカラーによって頭皮等に異常が生じて、「かぶれと認識しない」、「かぶれが生じて我慢する」、「理美容室や製品を変えれば解決すると考える」お客様がいるため、理美容師はアレルギーのリスクに関する情報を正しく伝えることが重要であると考え、この表示内容にしました。

また、注記（注2）より、【重篤化する又は症状が重くなる】については、必ずどちらかを選択して記載してください。

2. 正面以外の部分

【解説】自主基準の改正にあたって、「正面部分」に表示する注意事項を定めたことから、旧自主基準による注意事項を「正面以外の部分」に表示する注意事項として見直しました。一般用製品においては「ご購入前・ご使用前にお読みください」等、業務用製品においては「ご使用前にお読みください」等の表題を付けて一カ所にまとめて表示します。

2. 1 一般用製品

○ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使い下さい。

【解説】「染毛剤等の使用上の注意自主基準」により使用説明書の表面部分に記載しなければならない4項目の一つであるため、「特に注意を引くように明瞭に記載すること」としました。ここでいう「使用説明書」は製品添付文書を指しています。

注記（注3）をよく読んで、表示してください。

また、記載上の留意点（4）より、同趣旨の別の文言に変更可能です。

○次の方は使用しないで下さい。

- ・今までに本品に限らずヘアカラーでかぶれたことのある方
- ・今までに染毛中または直後に気分の悪くなったことのある方
- ・皮膚アレルギー試験（パッチテスト）の結果、皮膚に異常を感じた方
- ・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等）
- ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方
- ・腎臓病、血液疾患等の既往症がある方
- ・体調不良の症状が持続する方（微熱、倦怠感、動悸、息切れ、紫斑、出血しやすい、月経等の出血が止まりにくい等）

【解説】自主基準改正の目的から、「染毛剤等の使用上の注意自主基準」により記載しなければならない使用禁忌対象である7項目は一体として全て表示することとしました。ただし、伝える内容を変えない範囲で、より簡潔に表現しました。

「・今までに本品に限らずヘアカラーでかぶれたことのある方」

【解説】メーカー／ブランド／色番に限らず、全ての染毛剤を対象としていることが分かりやすいように「本品に限らず」と表現し、ここではあえて「かぶれ」という言葉でアレルギー反応に限らず、皮膚一次刺激も包括させています。

「・今までに染毛中または直後に気分の悪くなったことのある方」

【解説】この表現も直前の項目と同じく、あえて限定的表現にしていません。アレルギー反応でみられる症状は動悸や息苦しさだけにとどまらず、「めまい」「視野狭窄」等々いろいろと書き並べる必要があり、正確に表現することが分かりやすさにつながらないからです。使用説明書で正確で詳しい説明を行うものとします。

「・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等）」

「・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方」

【解説】前者は身体内因性要素を、後者は体表面要素をまとめたものです。「過敏な状態」には使用説明書の他の例も含め個人差・性差等により種々の場合が考えられます。括弧内は各社判断により例示として表示してもよいこととしました。

また、注記（注4）より、必ずしも4つ全てを表示する必要はなく、一部だけを選択して表示することも、括弧内すべてを表示しないことも可能です。

「・体調不良の症状が持続する方（微熱、倦怠感、動悸、息切れ、紫斑、出血しやすい、月経等の出血が止まりにくい等）」

【解説】括弧内は各社判断により例示として表示してもよいこととしました。

また、注記（注4）より、必ずしも7つ全てを表示する必要はなく、一部だけを選択して表示することも、括弧内すべてを表示しないことも可能です。

○薬液や洗髪時の洗い液が目に入らないようにして下さい。

【解説】「意図しないで目に入る事故」への注意喚起です。「何がおこるのか」までは外箱には表示しないとの原則に基づき、「薬液がたれて目に入るおそれがあります」との表現は削除して簡潔で分かりやすい表現にしました。

○眉毛、まつ毛には使用しないで下さい。

【解説】「意図して目の近傍で使用すること」を禁止しています。直前の項目と似ているととれますが、前者は“事故に対する”注意喚起、後者とは異なる事象です。これら2項目を一体化することはできません。

○幼小児の手の届かないところに保管して下さい。

【解説】従来の外箱に表示する注意から変更していません。

○高温や直射日光を避けて保管して下さい。

【解説】従来の外箱に表示する注意から変更していません。

2. 2 業務用製品

【解説】正面部分に表示していない「アレルギー反応をおこすこと」「使用説明書にしたがい毎回必ず皮膚アレルギー試験（パッチテスト）をすること」に加え、「業務用表示」を求めた事項と「手袋着用」を求めた事項を加えました。しかしながら、業務用製品は特に表示可能な範囲が少ないこと、理美容師といった技術者向けであることを考慮し、やむを得ない場合は、企業判断により注意事項の一部を省略することができることとしました。（記載上の留意点（6））

○ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使い下さい。

【解説】「染毛剤等の使用上の注意自主基準」により使用説明書の表面部分に記載しなければならない4項目の一つであるため、「特に注意を引くように明瞭に記載すること」としました。ここでいう「使用説明書」は製品添付文書を指しています。

注記（注3）をよく読んで、表示してください。

また、記載上の留意点（4）より、同趣旨の別の文言に変更可能です。

○本品は業務用です。

【解説】業務用表示を求めた事項です。

注記（注6）にあるとおり、小売用ではない等製品形態や販売形態に応じて適宜表現を変更することができます。

○ヘアカラーはまれに【重い又は重篤な】アレルギー反応をおこすことがあります。

【解説】酸化染毛剤ならびに非酸化染毛剤によるアレルギーのリスクに関する情報を伝えるためです。正面部分以外の部分に表示することから、簡潔な表現とはせずに【重い又は重篤な】については、必ずどちらかを選択して記載してください。（注記（注7））

○次の方には使用しないで下さい。

- ・今までに本品に限らずヘアカラーでかぶれたことのある方
- ・今までに染毛中または直後に気分の悪くなったことのある方
- ・皮膚アレルギー試験（パッチテスト）の結果、皮膚に異常を感じた方
- ・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等）
- ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方
- ・腎臓病、血液疾患等の既往症がある方
- ・体調不良の症状が持続する方（微熱、倦怠感、動悸、息切れ、紫斑、出血しやすい、月経等の出血が止まりにくい等）

【解説】自主基準改正の目的から、「染毛剤等の使用上の注意自主基準」により記載しなければならない使用禁忌対象である7項目は一体として全て表示することとしました。ただし、伝える内容を変えない範囲で、より簡潔に表現しました。

企業判断により、この注意事項全部を一括して省略することはできますが、一部だけを省略することはできません。

「・今までに本品に限らずヘアカラーでかぶれたことのある方」

【解説】メーカー／ブランド／色番に限らず、全ての染毛剤を対象としていることが分かりやすいように「本品に限らず」と表現し、ここではあえて「かぶれ」という言葉でアレルギー反応に限らず、皮膚一次刺激も包括させています。

「・今までに染毛中または直後に気分の悪くなったことのある方」

【解説】この表現も直前の項目と同じく、あえて限定的表現にしていません。アレルギー反応でみられる症状は動悸や息苦しさだけにとどまらず、「めまい」「視野狭窄」等々いろいろと書き並べる必要があり、正確に表現することが分かりやすさにつながらないからです。使用説明書で正確で詳しい説明を行うものとします。

「・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等）」

「・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方」

【解説】前者は身体内因性要素を、後者は体表面要素をまとめたものです。「過敏な状態」には使用説明書の他の例も含め個人差・性差等により種々の場合が考えられます。括弧内は各社判断により例示として表示してもよいこととしました。

また、注記（注4）より、必ずしも4つ全てを表示する必要はなく、一部だけを選択して表示することも、括弧内すべてを表示しないことも可能です。

「・体調不良の症状が持続する方（微熱、倦怠感、動悸、息切れ、紫斑、出血しやすい、月経等の出血が止まりにくい等）」

【解説】括弧内は各社判断により例示として表示してもよいこととしました。

また、注記（注4）より、必ずしも7つを表示する必要はなく、一部だけを選択して表示することも、括弧内すべてを表示しないことも可能です。

○ご使用の際には使用説明書にしたがい、毎回必ず染毛の48時間前に皮膚アレルギー試験（パッチテスト）をしてください。

【解説】従来の外箱に表示する注意から変更していません。

○ご使用の際には必ず適切な手袋を着用してください。

【解説】業務用製品には、手袋が添付されていないことが多いことから手袋着用を求めた事項です。企業判断により、この事項は省略することができます。

○薬液や洗髪時の洗い液が目に入らないようにして下さい。

【解説】「意図しないで目に入る事故」への注意喚起です。「何がおこるのか」までは外箱には表示しないとの原則に基づき、「薬液がたれて目に入るおそれがあります」との表現は削除して簡潔で分かりやすい表現にしました。企業判断により、この事項は省略することができます。

○眉毛、まつ毛には使用しないで下さい。

【解説】「意図して目の近傍で使用すること」を禁止しています。直前の項目と似ているともとれますが、前者は“事故に対する”注意喚起、後者とは異なる事象です。これら2項目を一体化することはできません。企業判断により、この事項は省略することができます。

○幼児の手の届かないところに保管して下さい。

【解説】従来の外箱に表示する注意から変更していません。企業判断により、この事項は省略することができます。

○高温や直射日光を避けて保管して下さい。

【解説】従来の外箱に表示する注意から変更していません。企業判断により、この事項は省略することができます。

3. 注記

（注1）外箱（個装箱）等の正面部分の表示については、下記に注意すること。

イ）外箱（個装箱）等の正面とは、製品を店頭で陳列した際、消費者が一番目に付く製品面若しくはパンフレット等に記載されている一番目立つ製品面を指す。

- ロ) 表示する注意事項は一カ所にまとめる。
 - ハ) 活字の大きさは7ポイント以上とする。ただし、7ポイント以上の活字を使用することが困難であると認められる合理的な理由がある場合は、4.5ポイント以上の活字を使用することができる。「合理的な」とは、例えば小型容器等（例：粉末1剤式）の表示可能面積に限りがあるものである。
 - ニ) 「下線」や「色替え」等による部分的強調は行わない。
 - ホ) 一般用製品においては、印刷可能範囲の最上部にかかる位置に表示し、表示面積は印刷可能範囲の十分の一以上とする。また、表示する注意事項の背景は単一色とする。
- (注2) 【重篤化する又は症状が重くなる】については、必ずどちらかを選択すること。
- (注3) 注意事項「ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使いください。」については、活字の種類・大きさ、印刷の色替え、アンダーラインや太字等を使用することで、他の注意事項より特に注意を引くように明瞭に記載すること。
- (注4) 括弧内は各社判断により例示として表示してもよい。
- (注5) 粉末製品等で、湿気を避けて保管する必要があるものについては、「高温や湿度の高いところ、直射日光をさけて保管してください」等と記載すること。
- (注6) 小売用ではない等製品形態や販売形態に応じて適宜表現することができる。
- (注7) 【重い又は重篤な】については、必ずどちらかを選択すること。

4. 記載上の留意点

- (1) 注意事項の記載にあたっては、活字の種類・大きさ、絵文字（ピクトグラム）の使用、印刷の色替え、アンダーラインや太字使用による強調等について、日本ヘアカラー工業会として統一的な取り決めはしないが、見やすい場所に他の説明等と区別して注意を引くように明瞭に記載すること。ただし、各事項に番号付けを行わないこと。
- (2) 一般用製品においては「ご購入前・ご使用前にお読みください」等、業務用製品においては「ご使用前にお読みください」等の表題を正面以外の部分に表示する注意事項につけること。
- (3) 非酸化染毛剤にあつては、「ヘアカラー」に代えて「非酸化染毛剤」とする。
- (4) 読みやすくする工夫として、一部の字句を漢字、ひらがなあるいはカタカナに替えることは差し支えない。例えば、以下のようなものである。
 - 「ください」と「下さい」
 - 「等」と「など」
 - 「おこす」と「起こす」記載上の整合性をとるために、一部の文言を同趣旨の別の文言に変更することは差し支えない。例えば、以下のようなものである。
 - 「染毛」と「使用」

「薬液」と「薬剤」

「本品」と「実際の製品名」

「ご使用の際」と「ご使用前」

- (5) 正面以外の部分に表示する注意事項は一カ所にまとめること。ただし、表示可能面積が著しく少なく、一カ所にまとめて表示することが困難な製品にあっては、正面以外の他の部分に分けて表示しても差し支えない。
- (6) 業務用製品に限っては、表示可能面積が少ないことを考慮し、※印を付記した注意事項については記載を省略することができる。
- (7) 本自主基準で定められた事項以外に製品の特性や使用形態により各企業が表示すべきと判断した注意事項は区別して表示すること。

別記2 脱色剤・脱染剤、酸化剤ならびに酸化助剤の外箱（個装箱）等の注意事項

1. 脱色剤・脱染剤

一般用製品においては「ご購入前・ご使用前にお読みください」等、業務用製品においては「ご使用前にお読みください」等の表題を付けて一カ所にまとめて表示します。

1. 1 一般用製品

○ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使い下さい。

【解説】「染毛剤等の使用上の注意自主基準」により使用説明書の表面部分に記載しなければならない項目であるため、「特に注意を引くように明瞭に記載すること」としました。ここでいう「使用説明書」は製品添付文書を指しています。

注記（注1）をよく読んで、表示してください。

また、記載上の留意点（3）より、同趣旨の別の文言に変更可能です。

○次の方は使用しないで下さい。

- ・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等）
- ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方

【解説】前者は身体内因性要素を、後者は体表面要素をまとめたものです。「過敏な状態」には使用説明書の他の例も含め個人差・性差等により種々の場合が考えられます。括弧内は各社判断により例示として表示してもよいこととしました。

また、注記（注2）より、必ずしも4つ全てを表示する必要はなく、一部だけを選択して表示することも、括弧内すべてを表示しないことも可能です。

○薬液や洗髪時の洗い液が目に入らないようにして下さい。

【解説】「意図しないで目に入る事故」への注意喚起です。「何がおこるのか」までは外箱には表示しないとの基本原則に基づき、「薬液がたれて目に入るおそれがあります」との表現は削除して簡潔で分かりやすい表現にしました。

○眉毛、まつ毛には使用しないで下さい。

【解説】「意図して目の近傍で使用すること」を禁止しています。直前の項目と似ているとともとれますが、前者は“事故に対する”注意喚起、後者とは異なる事象です。これら2項目を一体化することはできません。

○幼小児の手の届かないところに保管して下さい。

【解説】従来の外箱に表示する注意から変更していません。

○高温や直射日光を避けて保管して下さい。

【解説】従来の外箱に表示する注意から変更していません。

1. 2 業務用製品

○ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使い下さい。

【解説】「染毛剤等の使用上の注意自主基準」により使用説明書の表面部分に記載しなければならない項目であるため、「特に注意を引くように明瞭に記載すること」としました。ここでいう「使用説明書」は製品添付文書を指しています。

注記（注1）をよく読んで、表示してください。

また、記載上の留意点（3）より、同趣旨の別の文言に変更可能です。

○本品は業務用です。

【解説】業務用表示を求めた事項です。

注記（注4）にあるとおり、小売用ではない等製品形態や販売形態に応じて適宜表現を変更することができます。

○次の方には使用しないで下さい。

- ・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等）
- ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方

【解説】前者は身体内因性要素を、後者は体表面要素をまとめたものです。「過敏な状態」には使用説明書の他の例も含め個人差・性差等により種々の場合が考えられます。括弧内は各社判断により例示として表示してもよいこととしました。

また、注記（注2）より、必ずしも4つ全てを表示する必要はなく、一部だけを選択して表示することも、括弧内すべてを表示しないことも可能です。企業判断により、この注意事項全部を一括して省略することはできますが、一部だけを省略することはできません。

○ご使用の際には必ず適切な手袋を着用して下さい。

【解説】業務用製品には、手袋が添付されていないことが多いことから手袋着用を求めた事項です。企業判断により、この事項は省略することができます。

○薬液や洗髪時の洗い液が目に入らないようにして下さい。

【解説】「意図しないで目に入る事故」への注意喚起です。「何がおこるのか」までは外箱には表示しないとの原則に基づき、「薬液がたれて目に入るおそれがあります」との表現は削除し

て簡潔で分かりやすい表現にしました。企業判断により、この事項は省略することができます。

○眉毛、まつ毛には使用しないで下さい。

【解説】「意図して目の近傍で使用する」とを禁止しています。直前の項目と似ているともとれますが、前者は“事故に対する”注意喚起、後者とは異なる事象です。これら2項目を一体化することはできません。また、企業判断により、この事項は省略することができます。

○幼小児の手の届かないところに保管して下さい。

【解説】従来の外箱に表示する注意から変更していません。また、企業判断により、この事項は省略することができます。

○高温や直射日光を避けて保管して下さい。

【解説】従来の外箱に表示する注意から変更していません。また、企業判断により、この事項は省略することができます。

2. 過硫酸塩を配合した脱色剤・脱染剤

一般用製品においては「ご購入前・ご使用前にお読みください」等、業務用製品においては「ご使用前にお読みください」等の表題を付けて一カ所にまとめて表示します。

2. 1 一般用製品

○ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使い下さい。

【解説】「染毛剤等の使用上の注意自主基準」により使用説明書の表面部分に記載しなければならない項目であるため、「特に注意を引くように明瞭に記載すること」としました。ここでいう「使用説明書」は製品添付文書を指しています。

注記（注1）をよく読んで、表示してください。

また、記載上の留意点（3）より、同趣旨の別の文言に変更可能です。

○過硫酸塩配合

【解説】平成13年6月15日付け旧自主基準を引き継ぎ、変更していません。

○次の方は使用しないで下さい。

- ・今までに本品に限らず過硫酸塩配合の脱色剤でかぶれたことのある方
- ・今までに使用中または直後に気分の悪くなったことのある方
- ・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等）
- ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方

「・今までに本品に限らず過硫酸塩配合の脱色剤でかぶれたことのある方」

【解説】メーカー／ブランド／色番に限らず、全ての過硫酸塩配合の脱色剤・脱染剤を対象としていることが分かりやすいように「本品に限らず」と表現し、ここではあえて「かぶれ」という言葉でアレルギー反応に限らず、皮膚一次刺激も包括させています。

「・今までに使用中または直後に気分の悪くなったことのある方」

【解説】この表現も上の項目と同じく、あえて限定的表現にしていません。アレルギー反応で見られる症状は動悸や息苦しさだけにとどまらず、「めまい」「視野狭窄」等々いろいろと書き並べる必要があり、正確に表現することが分かりやすさにつながらないからです。使用説明書で正確で詳しい説明を行うものとします。

「・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等）」
「・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方」

【解説】前者は身体内因性要素を、後者は体表面要素をまとめたものです。「過敏な状態」には使用説明書の他の例も含め個人差・性差等により種々の場合が考えられます。括弧内は各社判断により例示として表示してもよいこととしました。

また、注記（注2）より、必ずしも4つ全てを表示する必要はなく、一部だけを選択して表示することも、括弧内すべてを表示しないことも可能です。

○薬液や洗髪時の洗い液が目に入らないようにして下さい。

【解説】「意図しないで目に入る事故」への注意喚起です。「何がおこるのか」までは外箱には表示しないとの原則に基づき、「薬液がたれて目に入るおそれがあります」との表現は削除して簡潔で分かりやすい表現にしました。

○眉毛、まつ毛には使用しないで下さい。

【解説】「意図して目の近傍で使用すること」を禁止しています。直前の項目と似ているともとれますが、前者は“事故に対する”注意喚起、後者とは異なる事象です。これら2項目を一体化することはできません。

○幼小児の手の届かないところに保管して下さい。

【解説】従来の外箱に表示する注意から変更していません。

○高温や直射日光を避けて保管して下さい。

【解説】従来の外箱に表示する注意から変更していません。

2. 2 業務用製品

○ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使い下さい。

【解説】「染毛剤等の使用上の注意自主基準」により使用説明書の表面部分に記載しなければならない項目であるため、「特に注意を引くように明瞭に記載すること」としました。ここでいう「使用説明書」は製品添付文書を指しています。

注記（注1）をよく読んで、表示してください。

また、記載上の留意点（3）より、同趣旨の別の文言に変更可能です。

○過硫酸塩配合

【解説】平成13年6月15日付け旧自主基準を引き継ぎ、変更していません。

○本品は業務用です。

【解説】業務用表示を求めた事項です。

注記（注4）にあるとおり、小売用ではない等製品形態や販売形態に応じて適宜表現を変更することができます。

○次の方には使用しないで下さい。

- ・今までに本品に限らず過硫酸塩配合の脱色剤でかぶれたことのある方
- ・今までに使用中または直後に気分の悪くなったことのある方
- ・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等）
- ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方

「・今までに本品に限らず過硫酸塩配合の脱色剤でかぶれたことのある方」

【解説】メーカー／ブランド／色番に限らず、全ての過硫酸塩配合の脱色剤を対象としていることが分かりやすいように「本品に限らず」と表現し、ここではあえて「かぶれ」という言葉でアレルギー反応に限らず、皮膚一次刺激も包括させています。

「・今までに使用中または直後に気分の悪くなったことのある方」

【解説】この表現も上の項目と同じく、あえて限定的表現にしていません。アレルギー反応でみられる症状は動悸や息苦しさだけにとどまらず、「めまい」「視野狭窄」等々いろいろと書き並べる必要があり、正確に表現することが分かりやすさにつながらないからです。使用説明書で正確で詳しい説明を行うものとします。

【解説】前者は身体内因性要素を、後者は体表面要素をまとめたものです。「過敏な状態」には使用説明書の他の例も含め個人差・性差等により種々の場合が考えられます。括弧内は各社判断により例示として表示してもよいこととしました。

また、注記（注2）より、必ずしも4つ全てを表示する必要はなく、一部だけを選択して表示することも、括弧内すべてを表示しないことも可能です。企業判断により、この注意事項全部を一括して省略することはできますが、一部だけを省略することはできません。

○ご使用の際には必ず適切な手袋を着用してください。

【解説】業務用製品には、手袋が添付されていないことが多いことから手袋着用を求めた事項です。企業判断により、この事項は省略することができます。

○薬液や洗髪時の洗いが目に入らないようにして下さい。

【解説】「意図しないで目に入る事故」への注意喚起です。「何がおこるのか」までは外箱には表示しないとの原則に基づき、「薬液がたれて目に入るおそれがあります」との表現は削除して簡潔で分かりやすい表現にしました。企業判断により、この事項は省略することができます。

○眉毛、まつ毛には使用しないで下さい。

【解説】「意図して目の近傍で使用すること」を禁止しています。直前の項目と似ているともとれますが、前者は“事故に対する”注意喚起、後者とは異なる事象です。これら2項目を一体化することはできません。企業判断により、この事項は省略することができます。

○幼小児の手の届かないところに保管して下さい。

【解説】従来の外箱に表示する注意から変更していません。企業判断により、この事項は省略することができます。

○高温や直射日光を避けて保管して下さい。

【解説】従来の外箱に表示する注意から変更していません。企業判断により、この事項は省略することができます。

3. 単独で販売される酸化剤（第2剤）

一般用製品においては「ご購入前・ご使用前にお読みください」等、業務用製品においては「ご使用前にお読みください」等の表題を付けて一カ所にまとめて表示します。

3. 1 一般用製品

○酸化染毛剤または脱色剤・脱染剤の第1剤と混合して使用する酸化剤です。本品を単独で使用したり、他の目的で使用したりしないでください。

○必ず混合する酸化染毛剤または脱色剤・脱染剤の第1剤に添付の説明書をよく読んで正しくお使いください。

○眉毛、まつ毛には使用しないでください。

【解説】自主基準改正に伴い、他の表示との整合性をとるために記載を整備しました。

○幼児の手の届かないところに保管してください。

【解説】従来の外箱に表示する注意から変更していません。

○高温や直射日光を避けて保管してください。

【解説】従来の外箱に表示する注意から変更していません。

3. 2 業務用製品

○酸化染毛剤または脱色剤・脱染剤の第1剤と混合して使用する酸化剤です。本品を単独で使用したり、他の目的で使用したりしないで下さい。

○必ず混合する酸化染毛剤または脱色剤・脱染剤の第1剤に添付の説明書をよく読んで正しくお使い下さい。

○本品は業務用です。

【解説】業務用表示を求めた事項です。

注記（注4）にあるとおり、小売用ではない等製品形態や販売形態に応じて適宜表現を変更することができます。

○ご使用の際には必ず適切な手袋を着用してください。

【解説】業務用製品には、手袋が添付されていないことが多いことから手袋着用を求めた事項です。企業判断により、この事項は省略することができます。

○眉毛、まつ毛には使用しないでください。

【解説】「意図して目の近傍で使用する」とを禁止しています。直前の項目と似ているともとれますが、前者は“事故に対する”注意喚起、後者とは異なる事象です。これら2項目を一体化することはできません。企業判断により、この事項は省略することができます。

○幼小児の手の届かないところに保管して下さい。

【解説】従来の外箱に表示する注意から変更していません。

○高温や直射日光を避けて保管して下さい。

【解説】従来の外箱に表示する注意から変更していません。

4. 単独で販売される過硫酸塩を配合した酸化助剤

業務用製品においては「ご使用前にお読みください」等の表題を付けて一カ所にまとめて表示します。

4. 1 業務用製品

○過硫酸塩配合

【解説】平成13年6月15日付け旧自主基準を引き継ぎ、変更していません。

○本品は業務用です。

【解説】業務用表示を求めた事項です。

注記（注4）にあるとおり、小売用ではない等製品形態や販売形態に応じて適宜表現を変更することができます。

○次の方には使用しないでください。

- ・今までに本品に限らず過硫酸塩配合の脱色剤でかぶれたことのある方
- ・今までに使用中または直後に気分の悪くなったことのある方
- ・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等）
- ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方

「・今までに本品に限らず過硫酸塩配合の脱色剤でかぶれたことのある方」

【解説】メーカー／ブランド／色番に限らず、全ての過硫酸塩配合の脱色剤を対象としていることが分かりやすいように「本品に限らず」と表現し、ここではあえて「かぶれ」という言葉でアレルギー反応に限らず、皮膚一次刺激も包括させています。

「・今までに使用中または直後に気分の悪くなったことのある方」

【解説】この表現も上の項目と同じく、あえて限定的表現にしていません。アレルギー反応でみられる症状は動悸や息苦しきだけにとどまらず、「めまい」「視野狭窄」等々いろいろと書き並べる必要があり、正確に表現することが分かりやすさにつながらないからです。使用説明書で正確で詳しい説明を行うものとします。

「・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等）」

「・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方」

【解説】前者は身体内因性要素を、後者は体表面要素をまとめたものです。「過敏な状態」には使用説明書の他の例も含め個人差・性差等により種々の場合が考えられます。括弧内は各社判断により例示として表示してもよいこととしました。

また、注記（注2）より、必ずしも4つ全てを表示する必要はなく、一部だけを選択して表示することも、括弧内すべてを表示しないことも可能です。企業判断により、この注意事項全部を一括して省略することはできますが、一部だけを省略することはできません。

○脱色剤・脱染剤の第1剤、第2剤と混合して使用する酸化助剤です。本品を単独で使用したり、他の目的で使用したりしないで下さい。

○必ず混合する脱色剤・脱染剤の第1剤、第2剤に添付の説明書をよく読んで正しくお使い下さい。

○ご使用の際には必ず適切な手袋を着用してください。

【解説】業務用製品には、手袋が添付されていないことが多いことから手袋着用を求めた事項です。企業判断により、この事項は省略することができます。

○眉毛、まつ毛には使用しないで下さい。

【解説】「意図して目の近傍で使用すること」を禁止しています。直前の項目と似ているととれますが、前者は“事故に対する”注意喚起、後者とは異なる事象です。これら2項目を一体化することはできません。企業判断により、この事項は省略することができます。

○幼児の手の届かないところに保管して下さい。

【解説】従来の外箱に表示する注意から変更していません。

○高温や直射日光を避けて保管して下さい。

【解説】従来の外箱に表示する注意から変更していません。

5. 注記

（注1）注意事項「ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使いください。」については、活字の種類・大きさ、印刷の色替え、アンダーラインや太字等を使用することで、他の注意事項より特に注意を引くように明瞭に記載すること。

（注2）括弧内は各社判断により例示として表示してもよい。

（注3）粉末製品等で、湿気を避けて保管する必要のあるものについては、「高温や湿度の高いところ、直射日光をさけて保管してください」等と記載すること。

（注4）小売用ではない等製品形態や販売形態に応じて適宜表現することができる。

（注5）「酸化染毛剤または脱色剤・脱染剤の第1剤」および「脱色剤・脱染剤の第1剤、第2剤」の部分は承認内容にしたがって記載すること。

6. 記載上の留意点

（1）注意事項の記載にあたっては、活字の種類・大きさ、絵文字（ピクトグラム）の使用、

印刷の色替え、アンダーラインや太字使用による強調等について、日本ヘアカラー工業会として統一的な取り決めはしないが、見やすい場所に他の説明等と区別して注意を引くように明瞭に記載すること。ただし、各事項に番号付けを行わないこと。

(2) 一般用製品においては「ご購入前・ご使用前にお読みください」等、業務用製品においては「ご使用前にお読みください」等の表題を正面以外の部分に表示する注意事項につけること。

(3) 読みやすくする工夫として、一部の字句を漢字、ひらがなあるいはカタカナに替えることは差し支えない。例えば、以下のようなものである。

「ください」と「下さい」

「等」と「など」

記載上の整合性をとるために、一部の文言を同趣旨の別の文言に変更することは差し支えない。例えば、以下のようなものである。

「薬液」と「薬剤」

「脱色剤・脱染剤」と「ヘアブリーチ」あるいは「実際の製品名」

「本品」と「実際の製品名」

「ご使用の際」と「ご使用前」

(4) 表示する注意事項は一カ所にまとめること。ただし、表示可能面積が著しく少なく、一カ所にまとめて表示することが困難な製品にあっては、他の部分に分けて表示しても差し支えない。

(5) 業務用製品に限っては、表示可能面積が少ないことを考慮し、※印を付記した注意事項については記載を省略することができる。

(6) 本自主基準で定められた事項以外に製品の特性や使用形態により各企業が表示すべきと判断した注意事項は区別して表示すること。

III 履歴

平成18年	1月16日	運用指針制定
平成18年	5月22日	誤記訂正ならびに任意表示項目文例追記
平成25年	4月12日	任意選択表示の改定
平成28年	7月12日	自主基準改正に伴う改定

IV. 付表

染毛剤の外箱（個装箱）等に表示する注意事項自主基準 運用指針

1. 酸化染毛剤ならびに非酸化染毛剤の外箱（個装箱）等の注意事項 比較表

	酸化染毛剤 一般用製品	酸化染毛剤 業務用製品	非酸化染毛剤 一般用製品	非酸化染毛剤 業務用製品
正面部分	<p>○ヘアカラーでかぶれたことのある方は絶対に使用しないでください。</p> <p>○ヘアカラーはアレルギー反応をおこすことがあります。</p> <p>○皮膚アレルギー試験（パッチテスト）を毎回必ず行ってください。</p>	<p>○お客様にヘアカラーのリスクと皮膚アレルギー試験（パッチテスト）の必要性をご説明ください。</p> <p>○ヘアカラーでかぶれたことのある方には絶対に使用しないでください。</p> <p>○かぶれを繰り返すと【重篤化する又は症状が重くなる】ことがあります。</p>	<p>○非酸化染毛剤でかぶれたことのある方は絶対に使用しないでください。</p> <p>○非酸化染毛剤はアレルギー反応をおこすことがあります。</p> <p>○皮膚アレルギー試験（パッチテスト）を毎回必ず行ってください。</p>	<p>○お客様に非酸化染毛剤のリスクと皮膚アレルギー試験（パッチテスト）の必要性をご説明ください。</p> <p>○非酸化染毛剤でかぶれたことのある方には絶対に使用しないでください。</p> <p>○かぶれを繰り返すと【重篤化する又は症状が重くなる】ことがあります。</p>
正面以外の部分	<p>○ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使い下さい。</p> <p>○次の方は使用しないで下さい。 ・今までに本品に限らずヘアカラーでかぶれたことのある方 ・今までに染毛中または直後に気分の悪くなったことのある方 ・皮膚アレルギー試験（パッチテスト）の結果、皮膚に異常を感じた方 ・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等） ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方 ・腎臓病、血液疾患等の既往症がある方 ・体調不良の症状が持続する方（微熱、倦怠感、動悸、息切れ、紫斑、出血しやすい、月経等の出血が止まりにくい等）</p> <p>○薬液や洗髪時の洗い液が目に入らないようにして下さい。</p> <p>○眉毛、まつ毛には使用しないで下さい。</p> <p>○幼児の手の届かないところに保管して下さい。</p> <p>○高温や直射日光を避けて保管して下さい。</p>	<p>○ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使い下さい。</p> <p>○本品は業務用です。</p> <p>○ヘアカラーはまれに【重い又は重篤な】アレルギー反応をおこすことがあります。</p> <p>○次の方には使用しないで下さい。 ・今までに本品に限らずヘアカラーでかぶれたことのある方 ・今までに染毛中または直後に気分の悪くなったことのある方 ・皮膚アレルギー試験（パッチテスト）の結果、皮膚に異常を感じた方 ・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等） ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方 ・腎臓病、血液疾患等の既往症がある方 ・体調不良の症状が持続する方（微熱、倦怠感、動悸、息切れ、紫斑、出血しやすい、月経等の出血が止まりにくい等）</p> <p>○ご使用の際には使用説明書にしたがい、毎回必ず染毛の4～8時間前に皮膚アレルギー試験（パッチテスト）をしてください。</p> <p>○ご使用の際には必ず適切な手袋を着用してください。</p> <p>○薬液や洗髪時の洗い液が目に入らないようにして下さい。</p> <p>○眉毛、まつ毛には使用しないで下さい。</p> <p>○幼児の手の届かないところに保管して下さい。</p> <p>○高温や直射日光を避けて保管して下さい。</p>	<p>○ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使い下さい。</p> <p>○本品は業務用です。</p> <p>○非酸化染毛剤はまれに【重い又は重篤な】アレルギー反応をおこすことがあります。</p> <p>○次の方には使用しないで下さい。 ・今までに本品に限らず非酸化染毛剤でかぶれたことのある方 ・今までに染毛中または直後に気分の悪くなったことのある方 ・皮膚アレルギー試験（パッチテスト）の結果、皮膚に異常を感じた方 ・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等） ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方 ・腎臓病、血液疾患等の既往症がある方 ・体調不良の症状が持続する方（微熱、倦怠感、動悸、息切れ、紫斑、出血しやすい、月経等の出血が止まりにくい等）</p> <p>○ご使用の際には使用説明書にしたがい、毎回必ず染毛の4～8時間前に皮膚アレルギー試験（パッチテスト）をしてください。</p> <p>○ご使用の際には必ず適切な手袋を着用してください。</p> <p>○薬液や洗髪時の洗い液が目に入らないようにして下さい。</p> <p>○眉毛、まつ毛には使用しないで下さい。</p> <p>○幼児の手の届かないところに保管して下さい。</p> <p>○高温や直射日光を避けて保管して下さい。</p>	<p>○ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使い下さい。</p> <p>○本品は業務用です。</p> <p>○非酸化染毛剤はまれに【重い又は重篤な】アレルギー反応をおこすことがあります。</p> <p>○次の方には使用しないで下さい。 ・今までに本品に限らず非酸化染毛剤でかぶれたことのある方 ・今までに染毛中または直後に気分の悪くなったことのある方 ・皮膚アレルギー試験（パッチテスト）の結果、皮膚に異常を感じた方 ・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等） ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方 ・腎臓病、血液疾患等の既往症がある方 ・体調不良の症状が持続する方（微熱、倦怠感、動悸、息切れ、紫斑、出血しやすい、月経等の出血が止まりにくい等）</p> <p>○ご使用の際には使用説明書にしたがい、毎回必ず染毛の4～8時間前に皮膚アレルギー試験（パッチテスト）をしてください。</p> <p>○ご使用の際には必ず適切な手袋を着用してください。</p> <p>○薬液や洗髪時の洗い液が目に入らないようにして下さい。</p> <p>○眉毛、まつ毛には使用しないで下さい。</p> <p>○幼児の手の届かないところに保管して下さい。</p> <p>○高温や直射日光を避けて保管して下さい。</p>

染毛剤の外箱（個装箱）等に表示する注意事項自主基準 運用指針

			い。
--	--	--	----

本比較表でハイライトした事項は、やむをえない場合、企業判断により省略することができる。

2. 脱色剤・脱染剤の外箱（個装箱）等の注意事項 比較表

脱色剤・脱染剤 一般用製品	脱色剤・脱染剤 業務用製品	過硫酸塩を配合した 脱色剤・脱染剤 一般用製品	過硫酸塩を配合した 脱色剤・脱染剤 業務用製品
<p>○ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使い下さい。</p> <p>○次の方は使用しないで下さい。</p> <p>・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等） ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方</p> <p>○薬液や洗髪時の洗い液が目に入らないようにして下さい。</p> <p>○眉毛、まつ毛には使用しないで下さい。</p> <p>○幼児の手の届かないところに保管して下さい。</p> <p>○高温や直射日光を避けて保管して下さい。</p>	<p>○ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使い下さい。</p> <p>○本品は業務用です。</p> <p>○次の方には使用しないで下さい。</p> <p>・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等） ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方</p> <p>○ご使用の際には必ず適切な手袋を着用して下さい。</p> <p>○薬液や洗髪時の洗い液が目に入らないようにして下さい。</p> <p>○眉毛、まつ毛には使用しないで下さい。</p> <p>○幼児の手の届かないところに保管して下さい。</p> <p>○高温や直射日光を避けて保管して下さい。</p>	<p>○ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使い下さい。</p> <p>○過硫酸塩配合</p> <p>○次の方は使用しないで下さい。</p> <p>・今までに本品に限らず過硫酸塩配合の脱色剤でかぶれたことのある方 ・今までに使用中または直後に気分の悪くなったことのある方</p> <p>・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等） ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方</p> <p>○薬液や洗髪時の洗い液が目に入らないようにして下さい。</p> <p>○眉毛、まつ毛には使用しないで下さい。</p> <p>○幼児の手の届かないところに保管して下さい。</p> <p>○高温や直射日光を避けて保管して下さい。</p>	<p>○ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使い下さい。</p> <p>○過硫酸塩配合</p> <p>○本品は業務用です。</p> <p>○次の方には使用しないで下さい。</p> <p>・今までに本品に限らず過硫酸塩配合の脱色剤でかぶれたことのある方 ・今までに使用中または直後に気分の悪くなったことのある方</p> <p>・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等） ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方</p> <p>○ご使用の際には必ず適切な手袋を着用して下さい。</p> <p>○薬液や洗髪時の洗い液が目に入らないようにして下さい。</p> <p>○眉毛、まつ毛には使用しないで下さい。</p> <p>○幼児の手の届かないところに保管して下さい。</p> <p>○高温や直射日光を避けて保管して下さい。</p>

本比較表でハイライトした事項は、やむをえない場合、企業判断により省略することができる。

3. 単独で販売される酸化剤（第2剤）、単独で販売される過硫酸塩を配合した酸化助剤の外箱（個装箱）等の注意事項 比較表

単独で販売される酸化剤（第2剤） 一般用製品	単独で販売される酸化剤（第2剤） 業務用製品	単独で販売される過硫酸塩を配合した 酸化助剤 業務用製品
<p>○酸化染毛剤または脱色剤・脱染剤の第1剤と混合して使用する酸化剤です。本品を単独で使用したり、他の目的で使用したりしないでください。</p> <p>○必ず混合する酸化染毛剤または脱色剤・脱染剤の第1剤に添付の説明書をよく読んで正しくお使いください。</p> <p>○眉毛、まつ毛には使用しないでください。</p> <p>○幼小児の手の届かないところに保管してください。</p> <p>○高温や直射日光を避けて保管してください。</p>	<p>○酸化染毛剤または脱色剤・脱染剤の第1剤と混合して使用する酸化剤です。本品を単独で使用したり、他の目的で使用したりしないで下さい。</p> <p>○必ず混合する酸化染毛剤または脱色剤・脱染剤の第1剤に添付の説明書をよく読んで正しくお使い下さい。</p> <p>○本品は業務用です。</p> <p>○ご使用の際には必ず適切な手袋を着用してください。</p> <p>○眉毛、まつ毛には使用しないでください。</p> <p>○幼小児の手の届かないところに保管して下さい。</p> <p>○高温や直射日光を避けて保管して下さい。</p>	<p>○過硫酸塩配合</p> <p>○本品は業務用です。</p> <p>○次の方には使用しないでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今までに本品に限らず過硫酸塩配合の脱色剤でかぶれたことのある方 ・今までに使用中または直後に気分の悪くなったことのある方 ・頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等） ・頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方 <p>○脱色剤・脱染剤の第1剤、第2剤と混合して使用する酸化助剤です。本品を単独で使用したり、他の目的で使用したりしないで下さい。</p> <p>○必ず混合する脱色剤・脱染剤の第1剤、第2剤に添付の説明書をよく読んで正しくお使い下さい。</p> <p>○ご使用の際には必ず適切な手袋を着用してください。</p> <p>○眉毛、まつ毛には使用しないで下さい。</p> <p>○幼小児の手の届かないところに保管して下さい。</p> <p>○高温や直射日光を避けて保管して下さい。</p>

本比較表でハイライトした事項は、やむをえない場合、企業判断により省略することができる。